

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年11月6日京都市条例第13号）（会計室）

京都市指定金融機関選定委員会を廃止する必要があるため、この条例を改正し、令和2年11月6日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月6日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 13 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中9を削り、10を9とし、11を10とし、12を11とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(会計室)